

個人情報保護審査諮問書

北広税務第 233号
平成20年8月28日

北広島市情報公開・個人情報保護審査会会長 様

(実施機関)

北広島市長 上野正三



北広島市個人情報保護条例の規定により、個人情報取扱いに関する事項について次のとおり諮問します。

| | |
|-------------|---|
| 個人情報取扱事務の名称 | 地方税申告等の電子化事務 |
| 諮問事項の区分 | <input type="checkbox"/> 本人以外のものでからの個人情報の収集 (条例第7条第2項第8号) <input type="checkbox"/> 思想・信条等に関する個人情報の収集 (条例第7条第3項ただし書) <input type="checkbox"/> 目的外利用及び提供の可否 (条例第8条第6号) <input checked="" type="checkbox"/> オンライン結合による提供の適用除外 (条例第9条第2項) <input type="checkbox"/> オンライン結合による不適正利用に対する措置に関する事項 (条例第9条第3項) <input type="checkbox"/> その他個人情報保護制度に係る重要な事項 |
| 諮問事項の具体的な内容 | 地方税ポータルシステム (エルタックス) の導入に伴う個人情報の提供について 詳細は別紙による |
| 理由 | 地方税における申告等の手続きを電子的に行うシステム (エルタックス) の導入にあたり、市から対象者の個人情報をオンライン結合によって外部に提供する必要があるため。 |
| 担当部課等 | 総務部 税務課 (電話 011-372-3311 内線 830) |

地方税における申告等の手続きを電子的に行うため、地方税ポータルシステム（エルタックス）を導入することに伴い、市民情報をこのシステムへオンラインにより提供することが、個人情報保護条例第9条第2項に該当すると思われるので、審査会の意見を賜りたく諮問します。

<内容>

オンライン結合による提供の適用除外(条例第9条第2項)

〔オンライン結合による情報の提供先〕

エルタックスと連携した申告・審査システムを提供する事業者を通じて、エルタックス利用者（事業所など）から提供される給与支払報告書等のデータに基づき、対象者の税情報を当該利用者に提供します。

平成21年度から開始する個人住民税の公的年金からの特別徴収事務についても、エルタックスを活用して年金保険者（社会保険庁、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団）に情報を提供します。

エルタックスによる上記のデータ授受は、平成21年1月から開始する予定です。

〔提供する個人情報〕

対象者の氏名、住所、生年月日、性別、住民税情報